

環境工学本委員会 広報小委員会

2014年4月1日 制定

2014年6月5日 改定

環境工学研究者名簿 掲載情報及び個人情報取り扱い 内規

- ・環境工学研究者名簿は、環境工学本委員会広報小委員会が編集・発行・販売を行う。
- ・環境工学研究者名簿は、2年に1回を目安に発行する。
- ・環境工学研究者名簿に掲載する環境工学研究者は、原則、日本建築学会の会員とする。
- ・環境工学研究者名簿に掲載する環境工学研究者とは、対象機関に所属し、建築環境工学の研究に携わる研究者を対象とする。大学などでは、博士課程の学生、ポスドク研究者、非常勤研究者などを含む。しかし、修士課程在学中の研究室所属学生などは割愛する。
- ・対象機関への新規登録は、該当機関の担当者より申し出があり、環境工学本委員会広報小委員会の承認が得られた場合に認めることとする。
- ・掲載を希望しない情報については、対象機関担当者が各研究者の意思のもと、調査時に未記入または消去することとする。調査時に記載されている情報は、各研究者の個人レベルにて名簿への掲載の可否、公開する情報の範囲に関して了解したものとして取り扱う。
- ・対象機関担当者及び各研究者より調査時に申し出があった場合、または調査時に返信の無かった場合には、名簿に情報を記載しないこととする。
- ・環境工学本委員会広報小委員会が不適切と判断した場合は、調査時に記載があった情報でも掲載を拒否することができる。
- ・環境工学研究者名簿は、掲載されている研究者のみを販売対象とし、希望者に1人1部のみ販売する。販売方法については、別途周知する。
- ・環境工学本委員会は、個人情報を環境工学研究者名簿作成及び名簿掲載者に対する販売の用途のみに使用し、その他の用途には一切使用しない。
- ・環境工学本委員会は、環境工学研究者名簿への情報の掲載・不掲載・誤記等によって発生した損害・不利益等の責任を負わない。